

# 別表Ⅵ 出品車 検査基準

(出品車検査基準)

アライAAIに出品する出品車は、アライAAの基準に基づいてアライAAが評価点を付与します。  
その評価採点の基準を次の通りとします。

尚、軽自動車(乗用・商用)、普通自動車(乗用・商用)、商用車(積載量1.5t未満のトラック・バン)については、「アライAA 4W検査基準表」による評価採点とし、トラック(積載量1.5t以上のフレーム付車でキャビン交換が可能なもの)・バン(積載量1.5t以上)・バスについては、「アライAA トラック検査基準表」にて評価採点を行います。(クレーム処理細目も[トラック専用細目事項]となります)

## アライAA 4W 検査基準表

評価点	内 容	内装評価
5点	軽微で目立たない小傷・エクボ等があるもの ・初年度登録より12ヶ月まで ・走行10,000kmまで	A 評価
6点	軽微で目立たない小傷・小ヘコミ・補修跡のあるもの ・初年度登録より36ヶ月まで ・走行30,000kmまで	A 評価
5点	外装に軽微な傷・ヘコミのあるもの 内外装に軽微な加修を施したもの 外装部品に交換が無いもの 国産車の職権打刻車 ・走行50,000kmまで	B評価以上
4.5点	内外装に傷・ヘコミのあるもの 内外装共に軽微な加修で商品価値が向上するもの ネジ留めによる外装部品の交換があるもの ・走行100,000kmまで	B評価以上
4点	外装に目立つ傷・ヘコミ・錆び等のあるもの 内外装を再加修する事により商品価値が向上するもの 機関・機構に不具合のあるもの 色替車両 ・走行150,000kmまで	C評価以上
3.5点	内外装共に状態が悪く加修を要するもの 骨格部位以外の溶接パネルの交換・加修があるもの 修復歴としない骨格部位に損傷・加修があるもの 走行不明(井)車両 ・ メーター改ざん(*)車両	C評価以上
3点	内外装共に状態が悪く、錆・腐食の多いもの 全体に大小の加修を要するもの 色ボケ車両 塩害・雹害車両	D評価以上
2点	全体に残存価値の少ないもの 競技車両等	D評価以上
1点	粗悪車両等 冠水・消化剤散布車両	D評価以上
0点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両	D評価以上
R点	修復車両(骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの) 補助記号【 RA点 】を用いる	D評価以上
	修復車両(骨格部位の交換・修復が軽微でないもの) 補助記号【 RB点 】を用いる	D評価以上

### 【補足】

- ・修復車両でかつ、瑕疵車両(冠水・消火剤散布車両)と重複した場合の車両を修復車両評価点【R点】と瑕疵車両評価点【1点】を連動し、《 R1点 》とする。
- ・査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。